

## はじめに

人権は、誰もが生まれながらに持っている権利であり、生命や自由、平等を保障し、私たち一人ひとりの日常生活を根本から支えている大切なものです。

本市では、人権を尊重し、共に生きる社会をめざして、平成12（2000）年に「川崎市人権施策推進指針」を、平成19（2007）年には「川崎市人権施策推進基本計画」を策定し、人権施策を総合的に推進してきました。

平成27（2015）年には、人権関連の法律・条例の整備状況、新たな人権課題などを踏まえ、「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」を策定し、計画の基本原則となる「前文」を導入するとともに、新たに「拉致問題への取組」や「性的マイノリティの人々の人権」などを分野別施策の一つとして位置付けました。

人権施策を効果的に推進するためには、市民が人権課題をどう認識し、また川崎市の実施する人権施策をどう評価しているかを定期的に調査することが必要です。そこで、より効果的な人権施策を推進するための基礎資料とすることを目的に、「人権に関する市民意識調査」を5年に1度実施しています。

今回は、平成12（2000）年度、平成17（2005）年度、平成22（2010）年度に続き5年ごとの経年調査とするとともに、新たな人権課題についても調査対象としました。

本調査の実施にあたり、多大な御協力をいただきました市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成28（2016）年4月

川崎市 市民文化局 人権・男女共同参画室



# 目 次

<b>I 調査概要</b>	
1 調査の目的	3
2 調査の設計	3
3 回収結果	4
4 注意事項	4
5 前回との比較	4
<b>II 調査結果</b>	
回答者の属性	5
1 川崎市の人権意識・社会について	7
(1) 人権意識の高まりについて	
(2) 川崎市の人権尊重について	
(3) 川崎市における共に生きる社会について	
2 人権侵害を受けた経験について	13
(1) 自分自身や家族の人権が侵害された経験	
(2) 自分自身や家族が受けた人権侵害の種類	
3 差別について	18
(1) 差別に対する考え方	
(2) 差別することに対する考え方	
(3) したことのある差別の種類	
4 関心のある人権課題について	24
5 結婚相手の身元調査に対する考え方	27
6 同和地区・同和問題について	29
(1) 同和地区・同和問題の認知度	
(2) 同和地区・同和問題についてはじめて知ったきっかけ	
(3) 隣人が同和関係者であることがわかった場合の対応	
(4) 子どもの結婚相手が同和関係者とわかった場合の対応	
(5) 自分自身の結婚相手が同和関係者とわかった場合の対応	
(6) 同和問題の解決に必要なこと	
7 性別役割分担について	41
8 女性の人権について	43
9 子どもの人権について	45

10	障害のある人の人権について	47
11	外国人市民の人権について	49
12	性的マイノリティの人権について	51
13	インターネット上における人権について	53
14	犯罪被害者などの人権について	55
15	人権を侵害されたときの最初の対応について	57
16	人権への理解と相談窓口について	59
	(1) 人権への理解に必要なだと思う方法	
	(2) 人権相談窓口の認知度	
17	人権関連事業への参加状況と人権への理解について	63
	(1) 人権関連事業への参加状況	
	(2) 人権関連事業への参加と人権への理解	

### Ⅲ 資料編

1	調査依頼文	67
2	調査票	68
3	集計表	80

# I 調查概要

---

---



# I 調査概要

## 1 調査の目的

本調査は、人権に関する市民の意識を把握し、今後の本市の人権施策を総合的に推進するための基礎資料として活用することを目的として実施しました。

## 2 調査の設計

### (1) 調査対象

市内在住の男女（住民登録がある方）のうち、満20歳以上の方2,500人

### (2) 抽出方法

住民基本台帳から無作為抽出

### (3) 調査期間

平成27（2015）年11月1日（日）～11月30日（月）

### (4) 調査方法

郵送による配布及び回収（はがきによる礼状兼督促状を1回送付）

### (5) 調査項目

- 1 人権意識の高まりについて
- 2 川崎市の人権尊重について
- 3 川崎市における共に生きる社会について
- 4 自分自身や家族の人権が侵害された経験
- 5 自分自身や家族が受けた人権侵害の種類
- 6 差別について：差別に対する考え方、差別することに対する考え方
- 7 したことがある差別の種類
- 8 関心のある人権課題について
- 9 結婚相手の身元調査に対する考え方
- 10 同和地区・同和問題の認知度
- 11 同和地区・同和問題についてはじめて知ったきっかけ
- 12 隣人が同和関係者であることがわかった場合の対応
- 13 子どもの結婚相手が同和関係者とわかった場合の対応
- 14 自分自身の結婚相手が同和関係者とわかった場合の対応
- 15 同和問題の解決に必要なこと
- 16 性別役割分担について
- 17 女性の人権について
- 18 子どもの人権について
- 19 障害のある人の人権について
- 20 外国人市民の人権について

- 21 性的マイノリティの人権について
- 22 インターネット上における人権について
- 23 犯罪被害者などの人権について
- 24 人権を侵害されたときの最初の対応について
- 25 人権への理解に必要だと思う方法
- 26 人権相談窓口の認知度
- 27 人権についての講演会や研修会への参加状況
- 28 人権への理解について
- 29 人権関連事業への参加状況：人権フェア、人権フォーラム、人権学校、市政だより人権特集、人権尊重ポスター、川崎市ホームページ（人権のページ）、その他

(6) 実施主体

川崎市 市民・こども局 人権・男女共同参画室 人権・同和・平和担当

### 3 回収結果

発送数 (A)	回収数 (B) = C + D	白票・無効票数 (C)	有効回収数 (D)	回収率 (E) = D / A
2, 5 0 0	1, 1 7 4	9	1, 1 6 5	4 6 . 6 %

### 4 注意事項

- (1) 図・表中のnは、回答者数を表します。
- (2) 回答は全てnを基数とした百分率で表し、小数点第二位を四捨五入してあります。このため、百分率の合計が100%にならない場合があります。
- (3) 一つの質問に2つ以上回答できる「複数回答」の場合には、回答比率の合計は100%を超えます。
- (4) 集計結果の表やグラフでは、コンピューター入力の都合上、回答の選択肢の言葉を短縮又は変更して表している場合があります。
- (5) 「白票」とは、回収した調査票の内容が全て無記入であったものです。また「無効票」とは、回収した調査票の記入がほとんどなく、調査の対象として利用できなかったものです。

### 5 前回との比較

今回の調査は、前回の平成22（2010）年11月30日時点で実施した調査と基本的に同一の方法で実施していますが、一部次の点で異なります。

- (1) 今回の調査で外国人調査対象数は、抽出実数の内数で53人です。
- (2) 今回の調査では、調査項目（質問）の一部を変更しています。
- (3) 前回調査の回収率は54.2%でした。